

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東高玉集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 8 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 1

法人	0 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

地域内の農地を地域の農業者だけで継続利用していくことが厳しい状況の中、近隣集落との広域連携を深め、担い手への集積・集約化を進めていく。就農を目指す新規参入者については、地域が一丸となって育成に取り組み、担い手として育成していく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

八景、西小路、権現堂、雪舟町ともに、農地の効率的な利用と担い手への集積を図るため、農地所有者の協力も得ながら、農地中間管理機構を積極的に活用した農地集積を進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西高玉集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 9 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 6

法人	1 経営体
個人	5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

集落営農法人を主体に担い手への農地集積と集約を進め、効率的な農地利用を目指す。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

担い手への集積・集約化を促進するため、集落全体として農地中間管理機構を積極的に活用していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

東横田尻集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 8

法人	1 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

隣地農地所有者との情報交換を密にし、地域内の担い手への集積・集約化を戦略的に進めていく。なお、水利や担い手の確保、土地改良施設の老朽化などの問題については、蚕桑地区全体の課題として捉え、他地区との調整を図っていく必要がある。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

経営転換をする農家や農業を離れる農家からの農地移動についてはもちろんのこと、地域が一体となって農地中間管理機構に積極的に貸し付けていく。畑は除く。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

西横田尻集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 8 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 8

法人	1 経営体
個人	7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

「農事組合法人アグリサービスこぐわ」を中心に各担い手農家の連携を密にしながら、農地の集積と分散錯圃の解消による土地利用の効率化を進める。また、条件不利地である農地の耕作について取捨選択が必要である。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

農地の貸借に関しては、農地中間管理機構への貸付を集落全体として推奨しながら、担い手への集積・集約化を戦略的に進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

山口集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 7 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 9

法人	3 経営体
個人	1 6 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

法人あるいは、認定農業者などの中心経営体への集積、分散錯圃の解消を図り、効率的な経営を目指す。また、担い手への集積・集約化の一方で、農道や水路などの維持管理については、土地の所有者のみならず地域の方々からの協力をいただき、地域環境の保全に取り組んでいくものとする。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

農地の高度利用が図れるように、適宜中間管理事業を活用していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

鮎貝集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 7 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 15

法人	1 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

効率的な土地利用をめざし、担い手への集積・集約化を積極的に進めていく必要がある。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

経営転換をする農家や農業を離れる農家については、担い手の効率利用が可能なように農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家の農地集積と分散錯圃の解消が円滑に進められるよう、土地利用の効率化を推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

高岡集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 8 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 3

法人	1 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

水田については、自家用飯米の農家が多く、当面は各農家での維持を図っていくが、将来的には担い手の農地集積に協力していく。高品質のリンゴは、基盤整備がカギとなる。基盤整備、団地化、また、就農直後からの収穫が可能となる体制作りを進めていく。遊休化している農地については、中間管理事業の活用により集約化と耕作放棄状態の解消を進め、農地の高度利用を目指す。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

農地の高度利用が図れるように、適宜中間管理事業を活用していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

深山集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 7 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 17

法人	0 経営体
個人	17 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

農業者の高齢化や兼業からの経営転換などが進行することも予想されることから、「半農半 X」といった兼業農業の推進やベテラン農家から指導を受けられるような体制を構築することで担い手への集積・集約化を進める。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

制度に則した対応が図れるよう、また、担い手への集積・集約化が効率よくできるよう適宜対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒砥・菖蒲集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 9 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 14

法人	0 経営体
個人	14 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

農業振興地域外の農地（駅西）は、未整備地であり、集積・集約化もなかなか難しい。道・水路、特に排水路の基盤が整備されれば変わると思われるが、検討が必要である。整備済みの農地については、担い手への集積・集約化を進めていく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

制度に則した対応ができるようにしていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

貝生・海生集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 7 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 5

法人	1 経営体
個人	1 4 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

農家が少なく、農地の貸借は少ないほか、未整備の土地がほとんどであるため、集積等も難しい。将来的には耕作地のすみわけも検討しながら、日本型直接支払制度の有効活用により、集落全体で農地の保全や農業を通じた地域の維持管理に務めていく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

制度に則した対応としていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

川下集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 4 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 3

法人	1 経営体
個人	1 2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

最上川あるいはその支流沿いに立地した集落のため、まとまった農地が少なく、農地の集積はなかなか難しい。また、中山間地の水田では高低差が大きく、新規参入も現実的に無理がある。当面は日本型直接支払制度を活用しながら、それぞれの集落における協力体制を構築し、現状維持での営農継続を目指すものとする。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

状況に合わせた対応とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

十王集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 7 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 2

法人	1 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

将来にわたり持続可能な農業経営と地域づくりを目指すため、今後は、地域全体として守るべきところは担い手への農地集積を進める。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

制度に則した対応ができるよう、新規に貸し付けられることとなる農地は農地中間管理機構に貸し付けていくとともに、貸借期間の満了などの事象に合わせて機構への貸し付けを進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

滝野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 6 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 2

法人	0 経営体
個人	1 2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

自家栽培等の小規模農家が多く、各ほ場も小規模な区画での経営が散見される。担い手への集積を進めるにも受け手の負担が大きくなるだけで、簡単には進められない状況であるが、ほ場の基盤整備も視野に入れた農地利用の検討を継続して実施していく。また、耕作放棄地が発生しないよう作物を選定すると共に、日本型直接支払交付金については、地域の農地保全に向けて、フル活用していく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

制度に則した対応が図れるよう、適宜対応していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

萩野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 0 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 3

法人	1 経営体
個人	1 1 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

地域の若者が農業に魅力を感じ、将来的に地域農業の担い手となっていけるような、効率的な農地利用を進めていく。また、貴重な農地の有効活用を図るためにも、中心経営体を中心とした農地の集積・集約化を進めていく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

換地後における農地集積に関しては、農地中間管理事業を積極的に活用を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

中山集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 8 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 13

法人	0 経営体
個人	13 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

平地と比べ 30 倍の労力とも言われる中山間地における農業経営は非常に厳しく、新規参入も簡単には進まない。取捨選択も場合によっては必要であり、日本型直接支払制度もフル活用しながら、貴重な農地の維持、保全に努めて行く。ただし、個人として集約してもいずれ限界であり、非農家も含めた若い方々にも参加いただく工夫も行いながら、取り組んでいくものとする。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

農地に効率的かつ効果的な利用と担い手への農地集積・集約化を図るために、農地中間管理機構に貸し付けを進める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

浅立集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 2 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 17

法人	1 経営体
個人	15 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

集積・集約化により、今まで以上の効率化を目指すものとする。また、圃場整備を着実に進め効率性を上げるためのほ場大区画化を実現していく。白鷹町種子生産組合については、地域を越えての組織であり、水利権も同一であることから、地域内への新規参入も促進する。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

農地の賃借料について、現物（コメ）での支払いが多い状況もあり、地域全体がまとまったの取組みとするには難しいところもあるが、今後のほ場整備も視野に可能な農地から、農地中間管理機構の活用を進め、農地の集積、流動化を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

広野集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 1 4 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 2 1

法人	0 経営体
個人	2 1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

農地貸借については、個人対個人の対応が主で受け手に対する依存度が高く、受け手個人の負担も大きくなっている。効率的かつ効果的な農地利用を進めるため、基盤整備を進めること、賃借料の基準を定めることなど、広野農業振興協議会を中心としながらスムーズな農地集積を進めていく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

貴重な農地の有効活用につながるよう、農地中間管理機構を活用した農地の貸借を進め、担い手への効率的な農地集積を進めていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

小山沢集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 2 6 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 1 9

法人	2 経営体
個人	1 7 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

地区内の担い手のみでの集積・集約化には限界がある。将来的には入作している方々の協力も得ていくとともに、日本型直接支払制度の有効活用により、農業者以外の方にも協力いただきながら、耕作放棄地を発生させない取り組みを継続し、農業・農村環境の保全に努めていくものとする。また、地域内において賃借料の一定の基準を設け、担い手への農地集積・集約化の円滑化を進めていく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

担い手への農地集積・流動化が進むよう、農地の貸借については農地中間管理機構を活用したモデルケースに倣いながら、積極的に活用していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

白鷹町長 佐藤 誠 七

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

畔藤集落

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 9 日

### 3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数 35

法人	4 経営体
個人	30 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

### 4. 当該地域における農業の将来のあり方

基盤整備による労力の低減化で高齢農業者も地域農業全体の支えともなっている。しかし、いずれは担い手数の減少はまちがいなく予想され、特に水田経営については効率的な経営をめざし、将来的には組織体あるいは法人による経営を視野に、経営体相互の一層の連携を深め、組織化に向けた取組みや計画的な農地の集積等を図っていくものとする。また、施設園芸では、使わなくなった施設の有効利用により、新規参入時の初期投資を減らしていくことも視野に新規参入を促進していく。

### 5. 当該地域における農地中間管理事業の活用方針

農地のスムーズな集積・集約化をめざし、農地中間管理機構への貸し付けを徐々に進めていく。